

法学研究科

01 公法学専攻

Public Law

第一章

第一章

仏教

国文

英米文

地理

歴史

社会

心理

経済

商

公法

私法

経営

診療放射線

びんごま

第四章

(1) 修士課程

● 目的

公法学専攻は、学部の特設教育を基礎として、公法学に関する学術的研究能力または高度の専門性を求められる職業等に必要なる法的能力を養うことを目的とする。

● 学位授与の方針

公法学専攻では、所定の単位を取得して、指導教員のもとで指導を受け、学部で修得した基礎的な公法学の知識を前提に、より高度かつ専門的な知識、豊かな総合力を持って柔軟に問題に対応することができる能力を身につけ、これを社会の健全な発展のために活用できる能力を有していることを示した者に対して、学位を授与する。

● 教育課程の編成・実施方針

学部で修得した法学全般の基礎知識をより深め、専攻科目の研究への移行を実現し、高度な法的スキルを身につけさせることを目標にして、以下のように教育課程を編成する。

必修科目として指導教員の演習科目（1年次・2年次、各4単位）を履修し、指導教員の指導の下で修士論文を作成する。加えて、自らの専攻分野を中心として、自らの研究テーマに関連の深い選択科目を22単位以上修得する。この他、指導教員が必要と認めた場合には、法学研究科内の他専攻の講義科目、他研究科の講義科目の中から10単位まで履修することを認める。他専攻取得単位・他研究科取得単位・留学により取得した単位がある場合は合計10単位を上限として、修了に必要な単位として認定することがある。

法学部以外の出身者（専攻分野の単位を法学部において履修していない者を含む）には、法学部出身者と同等の基礎学力を充足させるため、大学院の正規授業科目以外に指導教員が必要と認めた場合、学部で開講している関連基礎科目の特別履修を課すことがある（関連基礎科目の単位は認定しない）。学生の選択した修士論文のテーマに応じて、指導教員を中心にその他の教員も必要と考える指導を行う。

● 修了の要件

1. 修士課程に2年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。
2. 各年次の履修単位数は原則として1年次は指導教員の演習4単位を含む20単位以上30単位未満とし、2年次は指導教員の演習を含む4単位以上とする。

年次	必修科目	選択科目	合計
1年次	指導教員の演習4単位	22単位以上	30単位以上
2年次	指導教員の演習4単位		

● 学位論文の審査基準

論文の審査にあたっては下記の基準に基づいて行う。

1. 公法学における基礎的研究・解釈研究・政策研究等に関する適切な課題が設定されていること。
2. 先行研究等について網羅的な文献調査能力を有していること。
3. 1, 2について個別的・総合的に理解する能力を有していること。
4. 主張の論理性・一貫性に問題がないこと。

● 履修上の注意

1. 履修科目の選択にあたっては、指導教員の指導を受け、研究テーマに関連の深い全科目にわたって履修すること。
2. 指導教員が必要と認めた場合には、法学研究科内の他専攻の講義科目、他研究科の講義科目の中から10単位まで履修することができる。その場合は、その科目の担当教員の承諾を得ること。
3. 他専攻取得単位・他研究科取得単位・留学により修得した単位がある場合は合計10単位を上限として、修了に必要な単位として認定することができる。
4. 法学部以外の出身者には、法学部出身者と同等の基礎学力を充足させるため、大学院の正規授業科目以外に指導教員が必要と認めた場合、学部で開講している関連基礎科目（公法関連科目の中5科目）の特別履修を課すことがある。ただし、関連基礎科目の単位は認定しない。

● 開講科目

授業科目	学習方法	単位数	担当者		備考
憲法研究 I	講義	4	専任・博 (法)	三宅 雄彦	(本年度休講)
憲法研究 I - 1年-	演習	4	専任・博 (法)	三宅 雄彦	
憲法研究 I - 2年-	演習	4	専任・博 (法)	三宅 雄彦	
行政法研究 I	講義	4	専任・博 (法)	高田 実宗	(本年度休講)
行政法研究 I - 1年-	演習	4	専任・博 (法)	高田 実宗	
行政法研究 I - 2年-	演習	4	専任・博 (法)	高田 実宗	
行政法研究 II	講義	4	専任	塩入 みほも	
行政法研究 II - 1年-	演習	4	専任	塩入 みほも	
行政法研究 II - 2年-	演習	4	専任	塩入 みほも	
刑法研究 I	講義	4	専任	原 口 伸 夫	
刑法研究 I - 1年-	演習	4	専任	原 口 伸 夫	
刑法研究 I - 2年-	演習	4	専任	原 口 伸 夫	
刑法研究 III	講義	4	専任・博 (法)	富 樫 景 子	
刑法研究 III - 1年-	演習	4	専任・博 (法)	富 樫 景 子	
刑法研究 III - 2年-	演習	4	専任・博 (法)	富 樫 景 子	
刑事訴訟法研究	講義	4	専任・博 (法)	田 中 優 企	
刑事訴訟法研究 - 1年-	演習	4	専任・博 (法)	田 中 優 企	
刑事訴訟法研究 - 2年-	演習	4	専任・博 (法)	田 中 優 企	
国際公法研究	講義	4	専任・博 (法)	王 志 安	
国際公法研究 - 1年-	演習	4	専任・博 (法)	王 志 安	
国際公法研究 - 2年-	演習	4	専任・博 (法)	王 志 安	
法史学研究 (西洋)	講義	4	専任・法博	北 野 かほる	
法史学研究 (西洋) - 1年-	演習	4	専任・法博	北 野 かほる	
法史学研究 (西洋) - 2年-	演習	4	専任・法博	北 野 かほる	
法哲学研究	講義	4	専任・博 (法)	高 橋 洋 城	
法哲学研究 - 1年-	演習	4	専任・博 (法)	高 橋 洋 城	
法哲学研究 - 2年-	演習	4	専任・博 (法)	高 橋 洋 城	
租税法研究	講義	4	専任・博 (法)	赤 松 晃	(私) と合併
租税法研究 - 1年-	演習	4	専任・博 (法)	赤 松 晃	
租税法研究 - 2年-	演習	4	専任・博 (法)	赤 松 晃	
社会保障法研究	講義	4	専任	原 田 啓一郎	(本年度休講)
社会保障法研究 - 1年-	演習	4	専任	原 田 啓一郎	
社会保障法研究 - 2年-	演習	4	専任	原 田 啓一郎	

● 授業科目の概要

■ 憲法研究 I 【講義】

三宅 雄彦

ドイツ語文献を正確に理解する能力を養うと共に、ドイツ国法学の現在の問題関心を的確に把握し、これにより憲法研究の基礎を得る。ドイツにおける最新の基礎的文献(教科書やハンドブックなど)を取り上げ、参加者の訳読の訓練をしながら、適宜解説を加えていく。

■ 憲法研究 I - 2年 - 【演習】

三宅 雄彦

ドイツ語文献を正確に理解する能力を養うと共に、ドイツ国法学の現在の問題関心を的確に把握し、これにより憲法研究の基礎を得る。ドイツにおける最新の基礎的文献（教科書やハンドブックなど）を取り上げ、参加者の訳読の訓練をしながら、参加者全員で議論する。

■ 行政法研究 I 【講義】

高田 実宗

わが国の行政法学は、ドイツの行政法学を継受しつつ、発展してきた。行政法学の研究を深めていくに際して、ドイツ行政法学との比較法研究を避けて通ることはできない。そこで、本講義においては、ドイツ行政法学の代表的な教科書の輪読を行う。受講生には訳文を作成してもらい、それを踏まえながら、文法事項や専門用語、さらには行政法理論の解説を図っていききたい。以上を通じて、ドイツ語の読解力を養うとともに、ドイツ行政法学の概略をつかみ、加えて、わが国の行政法学に対する理解を深めていくことが、本講義の到達目標である。

■ 行政法研究 I - 2年 - 【演習】

高田 実宗

行政法学は、総論研究と各論研究が、いわば縦糸と横糸かの如く、編み重なることによって、その発展が図られる。昨今の法改正および判例の集積により、総論研究は飛躍的に進展してきたが、その行き詰まり感も否めない。そんな中、わが国の行政法学が模範としたドイツでは、いわゆる参照領域論が脚光を浴びている。そこで、本演習においては、こうしたドイツ行政法学の先端研究から示唆を得るため、ドイツ語で書かれた各論領域のテキストを輪読していくこととする。こうした作業を通じて、論文執筆の動機となる問いを得ることが、本演習の到達目標である。

■ 行政法研究 II 【講義】

塩入 みほも

我が国行政法の母法であるドイツ行政法学を主たる比較研究対象とし、その最新の学説・判例理論の動向を探る。具体的には、ドイツ行政法の原書を題材とし、各回、割り当てられたテーマについて、受講者にその内容の解釈をソクラテス方式で問うと共に、我が国行政法学との比較的观点において私見を展開・報告してもらい、授業後半に全体での討論を行う。

■ 行政法研究 II - 1年 - 【演習】

■ 行政法研究 II - 2年 - 【演習】

塩入 みほも

我が国行政法の理解を深め、多角的な視野から行政法理論を分析・研究できる知識と能力を養うことを狙いとして、比較法研究を行う。具体的には、我が国の最近の行政法判例とともに、我が国行政法の母法であるドイツ行政法関係の判例（ドイツ行政裁判所及び憲法裁判所の判例が中心であるが、事案に応じてEU裁判所の判例も含む）を取り上げ、各回、履修者による報告と全体による討論を通じて研究を行っていく。

■ 刑法研究 I 【講義】

原口 伸夫

犯罪現象は社会の歪んだ部分の現れ・反映という側面もある。そこで、刑法の各犯罪類型・各規定、それに関する解釈等がかかる社会問題の解決のための十分に機能しているか、わが国の現在の社会との関連も意識しつつ、刑法の解釈論を検討する。刑法研究（講義）においては、罪刑法定主義・責任主義など近代刑法学以降認められてきた基本的な考え方に十分留意しつつ、理論的に合理的で説得的な解釈を考えていくことにより、刑法学に関する学術的研究能力や、高度の専門性を求められる職業等に必要なる法的思考能力を養うことを目的としている。

■ 刑法研究Ⅰ－1年－【演習】
■ 刑法研究Ⅰ－2年－【演習】

原口 伸夫

犯罪現象は社会の歪んだ部分の現れ・反映という側面もある。そこで、刑法の各犯罪類型・各規定、それに関する解釈等がかかる社会問題の解決のための十分に機能しているか、わが国の現在の社会との関連も意識しつつ、刑法の解釈論を検討する。刑法研究（演習）においては、とりわけ受講者が修士論文で扱おうと考えているテーマ、あるいはそれに関連するテーマに関する報告などを通じて、刑法学に関する学術的研究能力や、高度の専門性を求められる職業等に必要な法的思考能力を養うことを目的としている。

■ 刑法研究Ⅲ【講義】

富樫 景子

本科目は、刑法に関する学術的研究能力または高度の専門性を求められる職業等に必要な法的能力を養うことを目的とする。この目的を達成するため、授業では、学部における刑法の知識を基礎として、日本の理論刑法学の議論状況や判例等についてより精緻な検討を行い、広く深い理解を得ることを最低限の学習内容とし、さらにその問題点や課題の発見・考察へと学習を発展させていきたい。原書を用いた外国法との比較研究を行うことが可能な場合もあるので、希望がある場合には、担当教員に相談されたい。

■ 刑法研究Ⅲ－1年－【演習】
■ 刑法研究Ⅲ－2年－【演習】

富樫 景子

本科目は、刑法に関する学術的研究能力または高度の専門性を求められる職業等に必要な法的能力を養うことを目的とし、中でも、日々の研究成果を論文形式で適切に表現する能力の育成に重点を置く。授業では、受講者が刑法に関する課題についてレポートや論文を作成し、担当教員から個別に具体的な指導を受けることで、論文作成の基礎的技法を学ぶと同時に当該テーマに対する理解を深め、一定の水準以上の論文を執筆できるようになることを目指す。課題内容は受講者ごとに決定するので、担当教員に相談されたい。

■ 刑事訴訟法研究【講義】

田中 優企

我が国の刑事手続について、各種の論稿も踏まえつつ、最高裁判例の分析を中心に研究を行います。当該年度に取り上げるテーマと判例は、受講者の研究テーマや興味・関心などを踏まえて決定します。既に我が国の刑事法（刑法・刑事訴訟法・刑事政策）を一定程度学んでいることを前提に、我が国の刑事手続がどのような原理・原則に基づいて運用されているのかを、学部よりもさらに一歩掘り下げた形で理解してもらいます。内容によっては、英米などの刑事手続を踏まえた比較法研究も併せて行う場合もあります。

■ 刑事訴訟法研究－1年－【演習】
■ 刑事訴訟法研究－2年－【演習】

田中 優企

1年次は、英米などの刑事手続について、英語文献を輪読して、体系的に分析していきます。受講者の研究テーマによっては、特定分野に限定して分析する場合もあります。英米などの刑事手続の分析を通じて、我が国の刑事手続の在り方について一定の方向性・解決策を見出すことが目標です。2年次は、受講者各自が設定した研究テーマについて、研究の進捗状況を報告してもらい、刑事訴訟法研究講義と1年次の演習を踏まえて、受講者全員で問題点などの指摘・分析を行います。受講者各自の日々の研究を基に、授業での報告・検討を踏まえて、修士論文の完成を目指します。

■ 国際公法研究【講義】

王 志安

国際法における領域、国家を中心に講義を行い。また学生の関心に合わせて、必要なテーマを取り上げ、基礎理論だけでなく、国際判例などの分析方法などについても指導する。

■ 国際公法研究－1年－【演習】

■ 国際公法研究－2年－【演習】

王 志安

学生が研究した課題を中心に、テーマに関連した国際法理論の教科書や論文を講読し、関連の国際判例を選択させ、解読するような手法で進めたい。演習の過程で、文献リストの作成や外国語文献の利用方法と解読を指導する。

■ 法史学研究（西洋）【講義】

北野 かほる

ヨーロッパの法制度と社会政治構造の関わりについて、12～15世紀を中心に学習する。主要な焦点をイギリス（イングランド）に置く。

■ 法史学研究（西洋）－1年－【演習】

■ 法史学研究（西洋）－2年－【演習】

北野 かほる

ヨーロッパ中世の法制度について、外国語文献を講読するなかから、基本的知識の習得方法および法史的な思考方法の鍛錬方法を学習する。英語の十分な読解力およびドイツ語・フランス語・ラテン語の初歩的知識が必要となる。

■ 法哲学研究【講義】

高橋 洋城

現代の法哲学的理論や歴史上重要な法思想について理解を深め、かつそれぞれの理論の中核にある人間観・世界観をも俎上に載せて検討し、法制度と法律学へ新たな光をあてることを目指す。

■ 法哲学研究－1年－【演習】

■ 法哲学研究－2年－【演習】

高橋 洋城

欧米の法哲学的文献の講読を通じて、法律学にとっての重要な意義を持つ思想について理解を深めると同時に、欧語文献を読みこなす力を涵養する。

■ 租税法研究【講義】

赤松 晃

現実のビジネスでは、租税法の適用を踏まえて私法上の行為が選択され、租税法に定める課税要件を考慮した取引の組成が契約書の各条項に反映される。他方で、国家の租税制度の設計にあっては、国境を越えた「ヒト」「モノ」「カネ」の往来によるボーダレスエコノミーの出現により、国内法としての租税法と租税条約との交錯による国際二重課税・非課税への対処が課題となっている。租税法研究では、所得税、法人税、消費税、相続税・贈与税等の実定法及び課税処分等に係る救済手続法について、租税条約の適用関係を含め、講義を行う。

■ 租税法研究－1年－【演習】

赤松 晃

演習を通じて、所得税、法人税、消費税、相続税・贈与税等の実定法及び課税処分等に係る救済手続法の今日的課題についての理解を確かなものとするために、最先端の研究論文（外国語論文を含む）及び判例研究を輪読する。予め報告者を決め、その報告を基に、受講者全員で分析・検討する。

■ 租税法研究－2年－【演習】

赤松 晃

演習では、各自の修士論文の作成にかかわる課題設定を行い、報告者の研究報告をもとに全員で議論・意見交換を行うことで、修士論文の完成度を高める。

■ 社会保障法研究【講義】

原田 啓一郎

社会保障法全体に通ずる総論と、社会保障法の各分野につき、最新の裁判例や学界の理論動向をフォローしながら、社会保障の法制度の概要および社会保障の法理論を研究する。

■ 社会保障法研究－2年－【演習】

原田 啓一郎

1年次は、社会保障の法理論に関する基本書の輪読を通じて、受講生が各自の研究テーマを決定する。次いで、当該研究テーマの先行研究のレビューを通じて、社会保障法学の今日の到達水準を研究する。2年次は、修士論文の章別構成、論旨展開、参考文献などについて報告と議論を定期的に行い、法律系論文の基本ルールに基づいた修士論文を完成させる。

(2) 博士後期課程

● 目 的

公法学専攻は、創造性豊かな優れた研究者として自立して公法学に関する研究活動を行い、または高度に専門的な業務を行うために必要な高度の研究能力を養うことを目的とする。

● 学位授与の方針

公法学専攻では、所定の単位を取得し、指導教員のもとで指導を受け、独立して独創的な研究を行う能力及び公法学に対して新しい視点を提供できる能力を示した者に対して学位を授与する。

● 教育課程の編成・実施方針

独立して独創的な研究を行う能力を身につけさせることを目標にして、以下のように教育課程を編成する。

必修科目として指導教員の講義（1年次～3年次、各4単位）及び研究指導（1年次～3年次）を履修し、指導教員の指導の下で博士論文を作成する。選択科目の修得単位は任意であり、修了要件としては必修科目と合わせて12単位以上の修得が求められる。指導教員が必要と認めた場合には指導教員以外の講義科目を履修することができる。

● 修了の要件

1. 博士後期課程に3年以上在学し、かつ、所定の科目（指導教員の講義）について12単位以上修得し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。
2. 指導教員の講義と研究指導は、毎年履修すること。

年 次	必修科目	選択科目	合 計
1年次	指導教員の講義 4単位および研究指導	修得単位は任意	12単位以上
2年次	指導教員の講義 4単位および研究指導		
3年次	指導教員の講義 4単位および研究指導		

● 学位論文の審査基準

論文の審査にあたっては下記の基準に基づいて行う。

1. 公法学における基礎的研究・解釈研究・政策研究等に関する独創的かつ適切な課題が設定されていること。
2. 先行研究等について網羅的な文献調査能力を有していること。
3. 1. 2について個別的・総合的に理解する能力を有していること。
4. 主張の論理性・一貫性に問題がないこと。
5. 外国の法制度を正確に理解できる能力を有していること。

● 履修上の注意

指導教員が必要と認めた場合は、指導教員以外の講義を履修することができる。その場合は、その科目の担当教員の承諾を得ること。

● 開講科目

授業科目	学習方法	単位数	担当者		備 考
憲法特殊研究Ⅰ 憲法研究指導Ⅰ	講義 研究指導	4	専任・博（法）	三宅雄彦	（研究指導：本年度休講）
行政法特殊研究Ⅱ 行政法研究指導Ⅱ	講義 研究指導	4	専任	塩入みほも	
刑法特殊研究 刑法研究指導	講義 研究指導	4	専任	原口伸夫	
刑事訴訟法特殊研究 刑事訴訟法研究指導	講義 研究指導	4	専任・博（法）	田中優企	
国際公法特殊研究 国際公法研究指導	講義 研究指導	4	専任・博（法）	王志安	
法史学特殊研究（西洋） 法史学研究指導（西洋）	講義 研究指導	4	専任・法博	北野かほる	
法哲学特殊研究 法哲学研究指導	講義 研究指導	4	専任・博（法）	高橋洋城	
租税法特殊研究 租税法研究指導	講義 研究指導	4	専任・博（法）	赤松晃	
社会保障法特殊研究 社会保障法研究指導	講義 研究指導	4	専任	原田啓一郎	（研究指導：本年度休講）

● 授業科目の概要

■ 憲法特殊研究Ⅰ【講義】

三宅 雄彦

ドイツ語文献を正確に理解する能力を養うと共に、ドイツ国法学の現在の問題関心を的確に把握し、これにより憲法研究の基礎を得る。ドイツにおける最新の憲法研究（ハンドブックや雑誌論文など）を取り上げ、参加者の訳読の訓練をしながら、適宜解説を加えていく。

■ 行政法特殊研究Ⅱ【講義】

■ 行政法研究指導Ⅱ【研究指導】

塩入 みほも

受講者の研究テーマに応じた講義及び研究指導を行う。したがって、講義の題材・内容や研究指導の在り方等については、毎年度受講者と相談の上、その方針を決定する。

■ 刑法特殊研究【講義】

■ 刑法研究指導【研究指導】

原口 伸夫

わが国の刑法学は、現行刑法制定（明治40年）以降ドイツ刑法学の影響を強く受けこれまで発展してきた。刑法特殊研究・刑法研究指導においては、長い歴史と豊富な議論の蓄積のあるドイツ刑法学を参考にしながら、現在のわが国の刑法学において錯綜・混沌としているテーマや、あらたな解決が模索されているテーマについて、わが国の刑法の解釈論を深く検討し、また、研究論文の作成について指導することにより、創造性豊かな優れた研究者として自立して刑法学に関する研究活動を行い、または、高度に専門的な業務を行うために必要な刑法学の研究能力を養うことを目的とする。

■ 刑事訴訟法特殊研究【講義】

■ 刑事訴訟法研究指導【研究指導】

田中 優企

講義では、受講者が設定した研究テーマについて、英語文献を輪読する形で、英米などの刑事手続を踏まえた比較法研究を行います。英米などの刑事手続の分析を通じて、我が国の刑事手続の在り方について、受講者独自の方向性・解決策を見出すことが目標です。研究指導では、受講者が設定した研究テーマについて、研究の進捗状況を報告してもらい、問題点などの指摘・分析を行います。受講者の日々の研究を基に、授業での報告・検討を踏まえて、博士論文の完成を目指します。

■ 国際公法特殊研究【講義】

■ 国際公法研究指導【研究指導】

王 志安

学生が研究した課題を中心に、テーマに関連した国際法理論の教科書や論文を講読し、関連の国際判例を選択させ、解読するような手法で進めたい。講義の過程で、文献リストの作成や外国語文献の利用方法と解読を指導する。必要に応じて、研究テーマに関連の英文文献を翻訳させ、講読する。

■ 法史学特殊研究（西洋）【講義】

■ 法史学研究指導（西洋）【研究指導】

北野 かほる

履修生の研究テーマに関わる文献の読解、およびこれを基盤とする研究テーマ主題発展のための研究手法の開発と、これらから得られた知識に基づく学術的思考方法の涵養を目指す。

■ 法哲学特殊研究【講義】
■ 法哲学研究指導【研究指導】

高橋 洋城

受講者が対象とする法哲学的問題ないし法思想について、受講者の問題関心を展開・深化させるとともに、諸外国を含めた先行研究を咀嚼し法哲学的な研究論文の執筆に必要な能力の獲得を主たる目的とする。

■ 租税法特殊研究【講義】
■ 租税法研究指導【研究指導】

赤松 晃

2015年10月に、人為的な利益移転を防ぎ、価値創造の場での課税のための具体的な15項目の勧告等を内容とするOECD/G20のBEPSプロジェクトの最終報告書が公表され、日本では国際課税に関する大改正が続いている。租税法特殊研究では、日本の最新の国際課税制度に関し、予め報告者を決め、その報告を基に、受講者全員で分析・検討する。

研究指導では、各自の博士論文のテーマに応じ、講義・指導していく。

■ 社会保障法特殊研究【講義】

原田 啓一郎

初年度当初には、受講生の研究テーマを踏まえて、受講生とともに研究プロポーザルを練り上げる。後期課程前半は、研究テーマに有益な国内外の文献を取り上げて、社会保障法学の法政策上の今日的な課題や法理論的課題を整理・検討する。後半は、受講生の研究テーマに即した研究報告をしてもらい、博士論文の作成に向けて執筆指導を行う。

第一章

第一章

仏教

国文

英米文

地理

歴史

社会

心理

経済

商

公法

私法

経営

診療放射線

リハビリテーション

第四章